市営住宅承継入居（名義変更）手続きについて

承認の条件

■入居名義人が**死亡**、または**離婚などにより退去**した場合は、下記の①～②いずれかの要件を満たす同居親族に限って承継入居（名義変更）が認められています。

① 入居開始時から承継事由発生時まで引き続き居住していること

② 同居期間が１年以上であること

※但し，次のいずれかに当てはまる場合は名義変更が認められません。速やかに住宅を返還してください。

① 入居承継後の世帯収入が、政令月収 31 万 3 千円を超える場合

② 家賃滞納や無断転貸等，法令上の不正入居に該当する場合

承継入居申請に必要な書類

■名義変更を希望される世帯が提出いただく書類

①市営・特定市営住宅承継入居承認申請書

②承継入居承認申立書

③戸籍謄本（承継する理由(離婚，死亡等)及び名義人との関係がわかる発行後３ヶ月以内のもの）

④承継入居される方の**住民票**（世帯全員で本籍及び続柄記載のもので発行後３ヶ月以内のもの）

⑤最新の**市民税県民税課税証明書**（18 歳以上全員分で発行後３ヶ月以内のもの）

⑥納税証明書（完納証明用）（18 歳以上全員分で発行後１ヶ月以内のもの）

⑦前年１月から現在、１月～6 月に申請の場合は前々年１月から現在に退職し再就職していない方は、**退職証明書（原本）又は雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証のコピー**

⑧障害者手帳等をお持ちの方は、**障害者手帳等のコピー**（氏名・等級が確認できること）

※上記の③戸籍謄本 ④住民票 ⑤課税証明書は発行後3ヶ月以内，⑥納税証明書は発行後1ヵ月以内のものを提出してください。

緊急連絡先の要件について

◎緊急連絡先とは

緊急連絡先は，安否，事故，火災及び水漏れなどの緊急時に入居者と連絡が取れない場合に，連絡するためのものです。

◎緊急連絡先の要件

緊急連絡先は，緊急時に必ず連絡を取れる方である必要があるため，原則として，民法に定める親族（３親等以内）としてください。また，緊急連絡先の氏名などは，本人の自署で記入してください。ただし，親族（３親等以内）を緊急連絡先とすることが難しい場合には，ご相談ください。

誓約書提出時に必要な書類

■新名義人の方は入居世帯以外で緊急連絡先を１名決めていただくことになります。

①誓約書（新名義人の方と緊急連絡先となる方の自署）

誓約書に添付する書類

ア　緊急連絡先の方の身分証明書の写し

※運転免許証，パスポート，身体障害者手帳・精神障害者保険福祉手帳・療育手帳，在留カード，年金手帳など，住所・氏名・生年月日の分かるもの

イ　入居予定者の家系図（別途様式）

※６親等程度まで分かる範囲で記入してください。

ウ　入居住宅返還に係る同意書

エ　緊急連絡先変更に係る誓約書

水戸市営住宅指定管理者　一般財団法人茨城県住宅管理センター
水戸センター　管 理 課　電話０２９－２９７－８３６０

承継入居承認申請書と誓約書の記入例をご確認ください

様式第9号（第8条関係）

市営・特定市営住宅承継入居承認申請書

年　　月　　日

水戸市長　　様

名義変更を希望する方の氏名・電話番号を記入してください。

氏名　**水戸　花子**

（電話**029・000・0000**）

承継入居をしたいので，下記のとおり申請します。

住宅名	市営・特定市営　　住宅　　棟　　階　　号				
前入居者名	**水戸　太郎　【前の名義人の氏名を記入してください】**				
承継入居する者	続柄	氏名	生年月日	勤務先名称及び電話番号	年間所得
	本人	**水戸　花子**	**S40.1.1**		円
	長男	**水戸　一郎**	**S60.2.1**		円
	長女	**水戸　梅子**	**S62.3.1**		円
					円
					円
					円
					円
承継入居の理由	**名義変更の理由を簡潔に記入してください。** **例：離婚のため　名義人死亡のため　等**				
敷金に関する一切の権限を承継入居者に譲渡します。 現在の入居者氏名　**水戸　太郎**					

前の名義人が直筆で氏名を記入してください。
※前名義人の<u>死亡</u>が名義変更の理由の場合は、<u>記入は不要</u>です。

添付書類

1　戸籍謄本（承継する理由（離婚，死亡等）及び名義人
2　住民票（世帯全員のもので本籍及び続柄が記載され
3　承継入居する家族の前年の所得を証する書類（市県
くは確定申告書の写し）
4　非課税証明書等無職無収入を証する書類
5　納税証明書（完納証明用）等課税されている全ての市町村税を完納していることを証する書類
6　誓約書
7　承継入居承認申立書

様式第4号（第5条関係）

誓　　約　　書

年　　月　　日

水 戸 市 長　　様

名義変更を希望する方の住所・氏名を記入してください。

住所　　**【団地の住所】**

氏名　　**水戸　花子**

入居に当たっては，公営住宅法，特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律，水戸市営住宅及び特定市営住宅条例等を遵守し，債務及び義務は，必ず履行することを誓約します。

所　在　地	水戸市　　**【団地の住所】**
住　宅　名	市営・特定市営　　住宅　　棟　　階　　号
家　賃　等	家賃　　円　敷金　　円 汚水処理場使用料　　円　駐車場使用料　　円

また併せて緊急連絡先を報告します。

	緊　急　連　絡　先
ふりがな 住　　所	（〒　　－　　）
ふりがな 氏　　名	（　　年　　月　　日生）
入　居　者 と の 関 係	**新名義人から見た関係を記入してください　例：父、母、兄、妹、義弟　等**
電 話 番 号	自　　宅 携　　帯
勤　務　先 所　在　地	（〒　　－　　）
勤　務　先 名　　称	電話

（見本）

別途様式

入居予定者の家系図

親族６親等程度まで分かる範囲で記入してください。（裏面参照）
※１枚に収まらない場合は，複数枚つなげて記入してください。

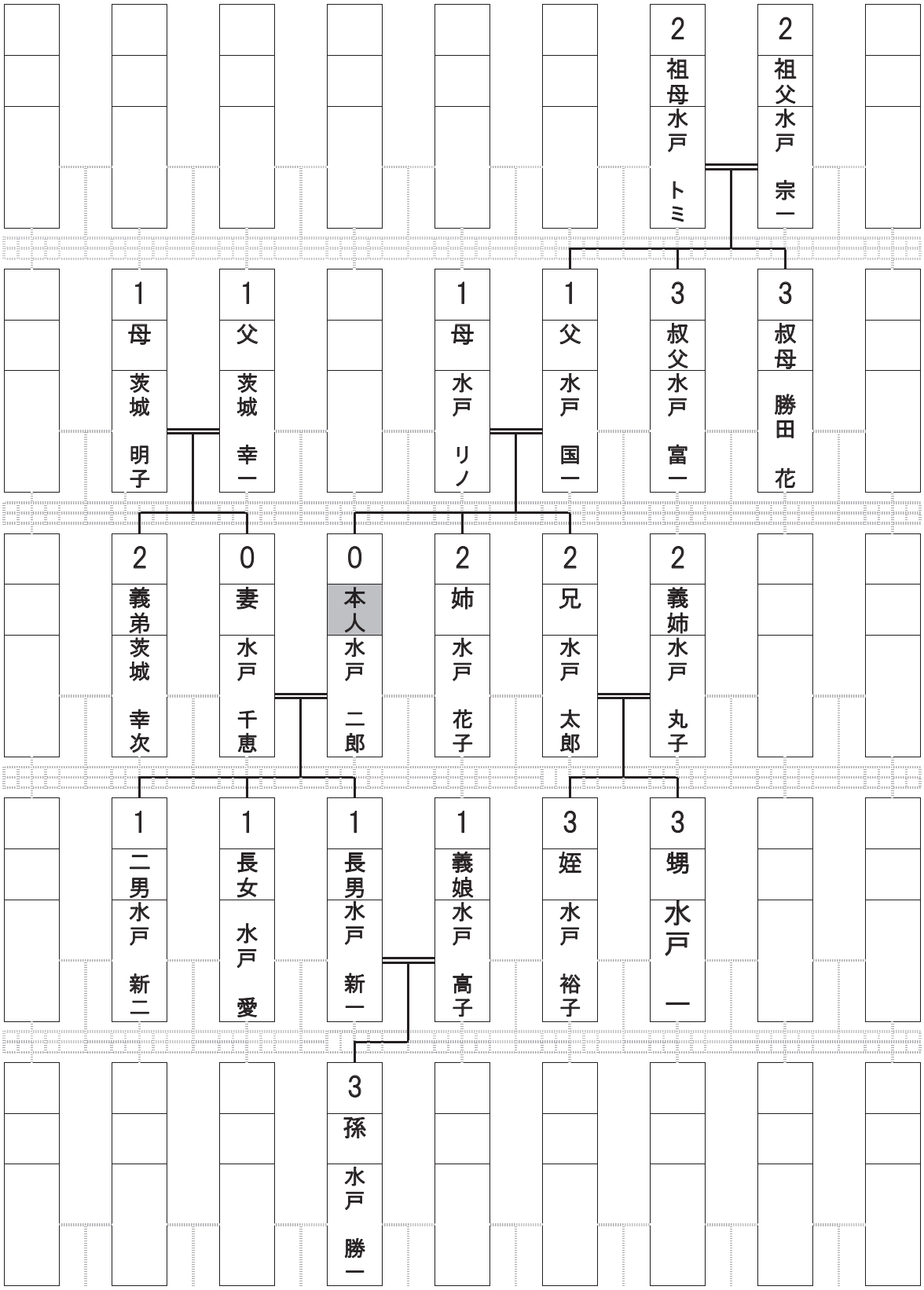

（参考）親等について

親等	関係	関係についての説明
なし	本人，配偶者	
1	父，母	養親を含む
	子	養子と普通養子縁組で養子に出た実子を含む（特別養子縁組で養子に出た実子を含まない）
2	兄弟，姉妹	異母兄弟、異父兄弟を含む
	祖父，祖母	
	孫	
3	叔父，叔母	おじ，おば
	甥，姪	おい，めい
	曽祖父，曽祖母	ひい爺さん、ひい婆さん
	曽孫	ひまご
4	従兄弟，従姉妹	いとこ
	伯叔祖父，伯叔祖母	大おじ、大おば（祖父母の兄弟姉妹）
	大甥・大姪	兄弟姉妹の孫
	高祖父，高祖父母	ひいひい爺さん、ひいひい婆さん
	玄孫	やしゃご（曽孫の子）
5	従伯叔父，従伯叔父母	親のいとこ，いとこ甥，いとこ姪
	従甥，従姪	いとこの子，いとこ甥，いとこ半
	曽祖伯叔父，曽祖伯叔母	曽祖父母の兄弟姉妹
	曽姪孫	兄弟姉妹のひまご
	五世の祖	高祖父母の親
	来孫	やしゃごの子
6	再従兄弟，再従姉妹	はとこ，またいとこ（親同士がいとこ）
	従伯叔祖父，従伯叔祖母	祖父母のいとこ
	従姪孫	いとこの孫
	高祖叔祖父，高祖叔祖母	高祖父母の兄弟姉妹
	玄姪孫	兄弟姉妹のやしゃご
	六世の祖	高祖父母の祖父母
	昆孫	来孫の子